

平成20年度 国立大学法人 横浜国立大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

①教養教育の成果に関する具体的目標の設定

平成18年度から実施した教養教育改革の状況を点検しつつカリキュラム改善を行う。また「キャリアデザインファイル」を効率的に活用するとともに、「自己啓発論」「リーダーシップ論」を新規開講する。

1. 平成18年度から改善された教養教育基礎科目、現代科目の区分に合わせて、科目を再編・実施するとともに、平成17年度以前の入学者に対して必要な教養教育授業科目を配慮していく。
2. 基礎演習科目を充実させるなど、専門教育への導入・橋渡しとなる授業科目の一層の強化を図る。
3. 平成18年度から実施された新たな英語授業の一層の充実を図るとともに、留学生に対する新たな授業や広報活動等の評価を行う。
4. 国際理解教育を充実させるため、引き続き学外の機関、学校との連携を強化し、本学留学生の活用・参加を促進する。国際交流科目の卒業単位としての認定の働きかけや、留学生の新入生の日本語力に応じた日本語教育の提供などを行う。
5. 引き続き、GPAと授業評価の解析及びFD活動を推進し、授業改革案を検討する。
6. クラス規模の適正化、シラバスの充実などを図っていく。
7. 大学教育総合センターを中心に、外国語教育等教養教育全般の実施体制をさらに強化する。

②専門教育の成果に関する具体的目標の設定

各学部等の教育目的に照らして、より効果的な内容のカリキュラム・授業等の検討を行い、順次実施する。

1. 実践的な問題解決能力を向上させるため、キャリア教育、学生体験型・参加型授業、地域連携による学習活動の活性化及び連携を深める。
2. 教室外での予習復習を充実するなどして、履修単位の上限設定を実質化する。
3. GPA制度を用いて成績評価の客観化を図り、学生自身が成績を自己評価できるようにして、教育指導に有効活用する。
4. 授業評価とGPAとの相関の解析に基づき、授業改善策を提示する。特に教員による「授業改善計画書」を有効に活用していく。
5. 多様化する教育形態、学習世代の拡大、IT技術の普及等に関して本学の現状と社会の動向を把握し、さらなる変革の方向性を探る。
6. 一定の基準をもとに学部間等の転属をより柔軟に行えるシステム等の検討を行うとともに、副専攻プログラム制度を開設する。

また地域実践教育研究センターを中心に学部横断型の「地域交流科目」を充実させる。

2) 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

博士課程（前期）、博士課程（後期）、専門職学位課程の各課程において、教育の改善に向けた具体的方策を検討し、実施する。また新たに導入された教育プログラム等の円滑な運用に努める。

1. 20年度にGPA制度を試行的に実施する。21年度本実施に向けた検討も実施する。
2. 単位互換制度の一層の拡大と充実を図る。
3. 社会人教育等、生涯学習支援を推進・充実させる。
4. 高度リスクマネジメント技術者育成ユニットに加え、統合的海洋教育・研究センターによる統合的海洋科学を全学横断型の副専攻プログラムとして設置する。

3) 学士課程及び大学院課程における卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

1. 厚生委員会等を中心に、進路希望及び進路状況等を把握し、卒業生とも連携しつつ、進路指導、就職支援態勢の一層の充実を図る。
2. 医療福祉情報教育ユニット（副専攻プログラム）の新設など、専攻、学科、課程等の教育目標、育成人材像を明確化した教育プログラムの評価、維持、発展及び構築に努める。
3. 各種の資格試験や国家試験の合格率あるいは合格者数の向上などに向け、進路相談その他適切な教育支援を実施するとともに、その不断の見直しを行う。

4) 学士課程及び大学院課程における教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

1. 企業・自治体等及び学部卒業者・大学院修了者に対する諸調査を実施する。
2. 引き続き、自己点検評価・外部評価を実施するとともに、改善方策を検討する。
また、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価をもとに改善策を講じるとともに、法科大学院認証評価を受ける。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

① 学士課程

1. 入試説明会、オープンキャンパス、ホームページ等各種広報活動においてアドミッション・ポリシーの周知を徹底する。またAO入試など各種選抜方法の評価及び見直し等を行う。
2. 各種入学試験の役割を検証するとともに、学部生・秋季入学等、新たな入試のあり方についても検討する。
3. 大学教育総合センター入学者選抜部門を中心に、入試説明会、オープンキャンパス、ウェブサイトその他、各種パンフレットや入試広報DVD等を活用して、アドミッション・ポリシー等を周知していく。
4. 「キャリア教育」、「出前授業」、「授業解放」等、高校側の要望・関心の高い事業を充実させるとともに、入試制度の改善にも資するよう努める。
5. 「国際みなとまち大学リーグ（PUL）」所属の海外の大学などへの呼びかけなど、新たな交流先大学等の開拓に努め、受け入れと派遣のバランスを取るよう配慮する。
6. 学部・大学院一貫教育の検討を行うとともに、既に設けている早期卒業・飛び級による大学院進学制度を継続する。

② 大学院課程

1. アドミッション・ポリシーの充実、入試改革等を行い、新たなコースやプログラムを設置するなどして、ウェブサイト掲載などでそれらの周知に努める。
2. 留学生、社会人及び外国で課程を終えた日本人を対象にした入学資格及び入学試験の時期と選抜方法について実態調査結果から、入学選抜システムの一層の弾力化を進める。
3. 社会人入学者の履修基準・単位取得については、一層の柔軟化を進める。
4. 引き続き、博士課程（後期）における多様な選抜方法と入学資格の弾力化を具体的に推進する。
5. 勤労学生や社会人のためのリフレッシュコース、長期履修学生制度、再チャレンジ支援等を継続的に実施する。

2) 教育課程、教育方法、成績評価等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

(i) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【教養教育についての具体的方策】

大学教育総合センターを中心に、初年次教育や分野別の系統的科目履修等についてさらなる検討を行うなど、教養教育の一層の充実を図る。

1. インターンシップなどを生かしたキャリア教育の充実を図り、併せて新しい科目の充実、さらには学生参加型、プロジェクト型授業の実施など授業方法の改善に努め、教養教育全体の充実を進めていく。
2. くさび形履修形態の維持及び推進に努める。

3. 大学教育総合センターを中心に、初習外国語の複線化の検討やC A L L及びJ E N Z A B A R等のシステムの有効活用を通して、外国語教育の一層の充実を図る。
4. アカデミックジャパニーズに関する共同研究の成果を日本語教育カリキュラムに反映させるとともに、日韓プログラムの推進に努める。
5. 留学生対象の「日本語中級A～F」の受講生のレベル・授業内容・科目数等の妥当性について引き続き現状分析し、必要があれば改善する。

【専門教育についての具体的方策】

1. 大学設置基準の改正に伴い、学部、学科又は課程ごとに教育研究上の目的の公表を行い、キャリアデザインファイルの活用やキャリア教育関連科目の充実を通して、各学部の「教育計画」をキャリア教育の観点から充実させ、学生に付与する学力、育成人材像を明確化する。
2. 引き続き、全学教員枠による教員配置状況の点検・評価に基づいて、カリキュラムの充実を図る。
3. 地域におけるボランティア活動や地元企業等との連携によるインターンシップのより一層の充実を図る。

(ii)授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

1. 全学的に統一したシラバスを作成し、ウェブサイトを通じた公開を進める。
2. F Dニュースレターなどを通じて、情報機器を活用した効果的な授業実践例を紹介するなどして、教育・学習効果を高めるための優れた教育方法を全学に周知する。
3. 授業評価アンケートの分析などをするとともに、授業改善セミナーやF D研修会等を実施し、より一層の授業改善に努める。
4. 少人数教育や対話型教育の推進、プロジェクト型授業の試行的導入等を検討するとともに、情報機器活用のための講習会などを行い、教育効果を高める取組の一層の充実を図る。
5. 引き続き、ベストティーチャー賞の選考を行う。

(iii)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. すべての講義等について、シラバスへの成績評価の明示を引き続き進めるとともに、評価基準の厳密化を推進する。
2. 学生へのG P A制度の周知を進めるとともに、G P A制度に基づくきめ細かな学生指導を推進する。
3. 成績優秀な学生の顕彰制度を継続するとともにこの制度の拡大、学生への周知を推進する。

②大学院課程

(i)教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1. 大学院におけるカリキュラムの体系化と改善を引き続き推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能になるよう努力する。
また、副専攻プログラム制などの複合的な履修のしくみを導入する。
2. インターンシップの推進において、教員や大学院学生が社会の研究ニーズを共有できるよう、カリキュラムの改善に努める。
3. 学部教育のバックグラウンドや研究分野の特性に応じて、基礎的な学部専門科目の受講を奨励するなど、きめ細かな指導を推進する。

(ii)授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

1. 教育目的・目標に則し、授業形態、学習指導方法等の基準の見直しを引き続き行う。
2. 授業の目的・目標を確実に明示するなど、シラバスの改善・充実と周知・公開を推進する。
3. 教育用マルチメディアを活用した授業や双方向的授業、遠隔授業等の拡大を推進するとともに、授業法の改善を検討する。
4. 大学院学生の国内外での学会発表や学術誌投稿などの研究指導と経済支援体制を引き続き充実する。

(iii)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. 大学院の講義に対して成績評価の分布を調べ、教育目標達成の視点から成績評価の厳密化、G P A制度の試行、多面的な評価の手法を検証する。
2. 多様な観点からの授業評価を推進する。

3. 学生に学位授与基準を公開するとともに、周知に努める。
4. 優秀な学生に対する顕彰制度を一層充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1. 学問内容の変化や社会からの要請に応える多様な教育を実施するために、学科、専攻等の改組、全学教員枠や客員教員の活用など、適切な教員配置・組織体制を検討し、教育体制を整える。
2. 全学教員枠による教員配置の効果を点検・評価し、カリキュラム充実の施策を検討する。
3. TA、RAを引き続き積極的に配置し、大学院生への教育力の付与と学部学生への教育効果の向上を推進する。
4. 大学教育総合センターによる教養教育の実施状況を点検し、教員の適切な担当体制を検討する。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワークの活用・整備の具体的方策

1. 新たな教育ニーズに対応した設備の整備のために、全学的な視点から、附属図書館、情報基盤センター、各学部等の連携を強化する。
2. 講義棟、研究棟などのバリアフリー化を推進するために優先順位を定めて順次改修するとともに、学生・教職員の交流スペースの拡大を図る。
3. 学生へのサービス提供の拡大をもたらすネットワーク環境を整備充実し、学生の自習活動、授業支援、授業管理の効率的推進を図る。
4. e-Learning などネットワークを活用した教育が円滑に運用できるシステム環境の整備、並びに教育プログラムの開発を推進する。
5. 図書館が整備した電子ジャーナル及び文献情報データベースなどを有効に活用するネットワーク環境等の整備を推進する。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための具体的方策

1. 第三者機関による教育評価に積極的に取り組むとともに、自己点検評価、授業評価等を行い、教育の質を改善する。また教育活動をはじめとする教員の個人評価の実施を促進する。
日本技術者教育認定機構(JABEE)によるいくつかの技術者教育プログラム認定評価の受審を検討する。
2. 各学科、課程において第三者機関による評価や「教育計画」の達成度評価に基づいて提案された教育改善策を実施し、その効果を検証する。
3. 継続して自己点検評価、外部評価、授業評価等を行い、教育の質を改善する。
4. 個々の教員の教育に対する自己点検・自己評価結果を基に、教育の質の改善のためのインセンティブを与える。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

大学教育総合センターのFD推進部が中心となり、学生による授業評価アンケート結果を有効に活用して全学に教育改善策が提示できるシステムの構築を検討する。同時に、学部等ではFD研修を積極的に行う。

5) 学内共同教育等に関する具体的方策

教育の充実を図るため、附属図書館及び全学教育研究施設を有機的に活用する。特に、近年整備している電子ジャーナル、文献情報データベースを利活用する情報リテラシー教育を継続させる。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

様々な学習形態のニーズに適切に対応できるよう、副専攻プログラムを開始するなど各学部等での教育実施体制の改善を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. オリエンテーション、キャリア相談員、キャリア教育特任教員、キャンパスボランティア等の充実により、学習支援・学習相談体制を強化する。
国際社会科学部法曹実務専攻(専門職学位課程)では、アカデミックアドバイsteamによる学習支援・相談体制を緊密化する。
2. オフィスアワーの全学的導入を踏まえて、オフィスアワーの効果的活用を推進する。
3. 再チャレンジ支援プログラム、部局長裁量経費、グローバルCOEなどを活用した大学院生の研究活動に対する財政的支援措置の充実等を図る。
4. 不登校・引きこもり学生へのメンタルヘルスを充実するために、保健管理センターのカウンセリング体制を充実させ、部局との連携体制の強化を検討する。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 保健管理センターを中心としたメンタルヘルス・ケア体制を充実させ、学部・大学院との連携体制を強化する。
2. 保健管理センターを中心としたメンタルケアの体制を充実させるとともに、留学生のためのメンタルヘルスの充実を図る。
3. 学生支援課、キャリアサポート室、学部・大学院、教育後援会等の協力の下に、就職支援体制と就職支援活動を一層充実する。
外部就職支援団体、就職関係実務企業等の就職支援研修等を積極的に参加・体験させ、実践的な就職活動を支援する。
4. インターンシップの一層の充実を図る。インターンシップ参加募集の情報提供を的確に行い、意欲ある参加者の確保に一層努める。

3) 経済的支援に関する具体的方策

教育後援会と連携した海外留学の経済的支援、再チャレンジ支援プログラムの実施を図り、経済的支援を充実させる。公的奨学金団体・民間奨学金等の情報を的確に把握する体制を充実させる。

4) 課外活動の支援に関する具体的方策

課外活動団体の届出制と連動した課外活動の支援の充実を図る。

5) 社会人及び留学生等に対する配慮

1. 留学生のホームカミングデーの開催を通し、卒業留学生、在学する留学生、教職員の交流の場の提供と国内外卒業留学生のネットワーク作りを図る。また、大学全体のホームカミングデーも開催する。
2. 大学院では、社会人学生のニーズに応じた講義の夜間開講等、修学条件の一層の改善を図る。
工学府博士課程後期社会人学生のニーズに応じた就学条件でPEDプログラムを継続実施する。
3. 就学の便宜のため、みなとみらい地区、弘明寺地区のサテライト教室の有効活用、電子メールなどの手段を活用した教育指導方法をさらに工夫する。
4. 全学で連携して低廉な宿舍の確保に努め、宿舍情報の広報の充実を行う。
5. 利用者のニーズに応じた図書館の利用環境の一層の向上を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

教員個人の発想に基づき各学問分野の固有の課題に取り組むとともに、複数の教員の協力によるプロジェクト研究の推進により、先進的、実践的研究成果を生み出し、広く社会に貢献する。

2) 大学として重点的に取り組む領域

平成19年度に設置された「地域実践教育研究センター」、 「統合的海洋教育・研究センター」、 「企業成長戦略研究センター」、 「学際プロジェクト研究センター」、平成17年度に設置された「未

来情報通信医療社会基盤センター」及び平成16年度に設置された「安心・安全の科学研究教育センター」において分野横断型のプロジェクト研究を推進する。

1. 21世紀COEの成果を継承する「アジア視点の国際生態リスクマネジメント」（グローバルCOEプログラム）及び未来情報通信医療社会基盤センターにおいて国内外の関連機関と連携した先端的研究を実施する。
2. 安心・安全の科学研究教育センターとグローバルCOE「アジア視点の国際生態リスクマネジメント」を中核として、安心・安全で健康な社会の構築のための科学技術を追究する。
3. 現代の教育課題の解決に向けた理論的・実践的研究、地球環境、多文化・共生社会、マルチメディア等に関する研究を推進する。
国際的日本学教材の開発のための調査を行う。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 学術雑誌、国際会議、著書、作品での発表等の研究成果を社会に還元するとともに、公開講座、各種セミナーを通じて地域社会に成果を還元する。
さらに理工系では、新技術・新製品の創出、特許出願・取得、起業化の推進、技術・製品の改善等により研究成果を社会へ還元する。
2. 学外組織とのネットワーク強化などにより、共同研究・受託研究の増加に努めるとともに、その成果の評価を行い、共同研究・受託研究の質的向上を目指す。
3. 学内予算で知的財産事業を継承する。
産学連携推進本部知的財産部門とよこはまティーエルオー株式会社が連携して技術移転活動を活性化する。
また、共同研究推進センターでは、よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと共同して、引き続きリエゾンチームによる活動などを通して、教員の研究シーズと企業ニーズのマッチングを推進する。
4. 公的機関の委員会、審議会等に積極的に参画する。
5. 市民向けの著書・刊行物の発行と同時に、公開講座、サイエンスカフェなど多様な方法により市民の理解に資する活動を展開する。
6. ウェブサイトに研究成果をやさしく解説するコーナーを設ける。
7. 学術情報リポジトリの充実を図る。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 国内外で評価・水準の高い学会・国際会議、国際標準化会合での成果発表や活動、国際学術誌への論文投稿などにより研究成果の検証を行う。
2. 科学研究費補助金の申請増、獲得増や競争的研究資金の獲得などにより研究活動の活性化を図る。
3. 査読付学術雑誌への掲載論文数、国際会議での発表数、受賞等について部局ごとに把握することにより学術研究成果の検証を行う。
4. 基礎研究と同様に優れた応用研究も推進し、実用性・有用性の高い成果は権利化して、技術移転に結びつける。また、技術移転収入増を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 全学教員枠による教員の配置を見直し、適切な運用を実施するとともに、第一期中期目標期間中に全学教員枠を全大学教員の3%近くまで拡大する。
2. 学内各研究センターを中心に社会的要請の高い研究を遂行する。
3. 国内外の研究組織との連携による研究者交流を一層促進する。
4. 外国人、女性、豊かな国際経験など多様な基盤をもつ人材を確保する。
5. 学際プロジェクト研究センターにおいて若手研究者が研究に専念できる環境を整えるとともに、テニユア・トラックとして採用した助教を若手研究者として育成するため、研究経費等の支援を行う。
6. 大学院生のリサーチアシスタント(RA)を積極的に活用することによって、研究組織の高度化と研究成果の向上を図る。
7. 学則により10年毎に研究組織の見直しをすることを約束している部局では、組織改編の検討

を開始する。

8. プロジェクト研究の一層の推進のため産学連携推進本部プロジェクト研究推進部門を改組す
9. 多様な形式のサバティカル制度の導入を全学として検討する。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 教育研究高度化経費によるプロジェクト研究支援を継続する。
2. 産学連携推進本部プロジェクト研究推進部門を改組し、研究担当理事が直轄する研究推進室（仮称）を設置する。
3. 教育研究高度化経費の割合を前年度水準に維持し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ、優れた研究に予算を積極的に配分する。
4. 特許料収入を増加させ、発明者にインセンティブとして還元する。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 「横浜国立大学の設備機器の整備に関するマスタープラン」を踏まえて、重要な研究分野等については、設備機器の優先的な充実を図る。
また、地域の大学とのネットワークを活用し、機器の相互利用によって研究者の便宜を図る。
2. 「横浜国立大学の設備機器の整備に関するマスタープラン」に沿って、設備・機器等の効果的運用を図る。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと連携して、産学連携推進本部知的財産部門における活動を強化し、技術移転収入の増加を目指す。

5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. これまでに研究活動をはじめとする教員の個人評価を実施していない部局は、今年度中に評価方法を整備し、順次実施する。
2. 個人研究費総額一定割合を原資にし、教育、研究の評価などによる重みづけ配分を部局の特性に応じて実施する。

6) 学内共同研究等に関する具体的方策

1. 産学連携に係る組織の見直しを行う。
2. 機器の維持管理向上並びに利用率向上を図るとともに、機器の更新策を検討する。
3. 博士課程（前期・後期）、ポスドクなど、様々な対象に行う起業家型人材育成教育の充実、及び起業環境の構築に向けて学内外の機関・人材との協働に努め、一層の広報活動を図る。
4. 安心・安全の科学研究教育センターにおける教育と研究の充実を支援する。
5. 平成19年度に立ち上げた「地域実践教育研究センター」、「統合的海洋教育・研究センター」、「企業成長戦略研究センター」の研究活動の充実を図る。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

各センターにおける研究の充実のために研究実施体制を強化する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1. 新しく立案した横浜国立大学国際戦略に沿って、初年度の国際交流課題を推進する。
学長を長とする国際戦略会議のもとに、全学を一元化した国際戦略推進室を置くなどによって、企画立案機能を高めるための組織のあり方を検討する。
本学の提唱による特色ある連携として「国際みなとまち大学リーグ（PUL）」の推進など、国内外の研究組織との連携による研究者交流を一層促進する。
帰国留学生及び日本国内の元留学生の同窓会活動を強化する。
本学の研究教育活動の国際レベルの質の向上を進めると同時に、本学の海外での知名度の向上の取り組みを行う。ウェブサイトの多言語化など、海外への情報提供なども強化する。
2. 英語による途上国人材育成プログラムを継続し、一層の充実を図る。

英語研修ワークショップ等の充実など英語による教授能力をさらに高める方策を検討・推進する。

3. 単位互換制度を整備改善する。
4. 交流提携の拡大に引き続き努力するとともに、メリハリ型・重点型に移行して、有効性を高める。

国際戦略に基づき、本学の国際化・国際競争力強化を推進するための体制整備を行う。

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

1. 大学全体の地域連携活動の一元的把握を行い、地域連携活動の推進、充実を図る。
地域課題に取り組むステークホルダーとのネットワークの拡充を図り、地域連携強化を推進する。
2. 部局、研究センターの活動の中に地元自治体への社会貢献、地域企業との産学連携等の活動を組み込む。
3. 弘明寺サテライトキャンパス及びみなとみらいサテライト教室の有効活用を図り、社会サービスを充実する。
4. 地域課題に取り組む自治体・NPO・市民活動グループ向けに、地域交流科目・地域課題プロジェクト成果報告会や関連講座等を催し、地域との連携強化を推進する。
5. 各種審議会、公的研究機関等の委員会・審議会等へ積極的に参加し、専門的立場からの助言等により、地域社会の行政等の施策等への貢献を図る。
6. メディアホール等の図書館施設の利用及び図書の貸出などを引き続き実施する。
県内の公共図書館等との連携による相互の資料貸借サービスを推進する。
7. 社会人のための大学フェアやオープンキャンパスにより、本学の教育研究の成果を広く伝える。
8. 各部局に加えてグローバルCOEや新設された各センター等においても研究交流を推進する。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部を中心として産学連携を推進するとともに、技術相談や技術移転事業を円滑に進めるため、リエゾン体制の一層の整備を図る。
2. 研究成果を研究集会、シンポジウム等を通じて発信し、成果の社会還元を図る。
3. 技術相談や技術移転事業を円滑に進めるため、リエゾン体制の一層の整備を図る。
4. 連携講座等による教育の充実を図る。
5. 各種審議会、企業役員への就任等による社会への貢献を奨励する。
6. 産学連携のために研究技術データベース集を発刊し、研究者を外部に紹介するとともに、産業界等からのニーズの把握を円滑に行うためリエゾン機能を高め、本学の持つ研究資産・知的財産の活用を図る。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

教育、研究、産学連携のために、地域の大学との協力関係を一層深める。

4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

新たに作成した国際戦略に沿って、本部体制整備を進めて、より効果的な国際交流推進を図る。

1. 新国際戦略に沿って、これまでの海外の大学との研究交流、外国人研究者受け入れ、国際機関との共同研究、国際協力プロジェクトへの参加等を継続すると同時に、新たにメリハリ型・重点型の国際交流を強化していく。
2. 既存の学内組織の連携強化を推進する。
3. 学内表示、案内などを多言語表示に順次整備していく。多様な文化、宗教、習慣的背景を有する留学生や外国人研究者が学内生活を過ごし易いようにキャンパス整備に配慮する。
留学生のホームカミングデーを継続し、一層の充実を図る。留学経験者と現役の留学生の交流も促進する。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. 新国際戦略に沿って、各国における帰国留学生のネットワークを形成、国際リエゾンを委嘱するなど連携をきめ細かく強化する。
2. 教職員、学生の活躍の場が世界に広がるのを支援すると同時に、その海外での安全のためにサポート体制の整備充実に努力する。
大学院学生の国際学会や海外ワークショップへの参加や研修参加を大学として支援する。
3. 環境マネジメントや災害対策、安全管理その他、本学がこれまで優位性を持つ国際的重要課題

について、国内外の政策的取り組みに積極的に参加する。

外国人受託研修員の受け入れ等には対応する。

4. 世界銀行や国際機関など政策対応の国際協力を積極的に推進する。
国連大学高等研究所など横浜に所在する国際機関、国際協力機関との連携・交流を深める。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1. 附属学校部委員会の機能を充実させ、学部、研究科、教育実践総合センターとの連携をさらに強化し、教員養成カリキュラムに係る共同研究を行うとともに、新しい学習指導要領を視野に入れ学校現場に還元できる研究を行う。また、小中連携、中高連携に係るカリキュラムの開発を行う。
2. 学部教員との共同研究をより推進し、研究成果を実践の場で適用し検証するために附属学校を有効に利用する。そのため、附属学校の研究や授業等への学部の教員・学生の参画をさらに拡大するとともに、教育実習や実践的授業科目のより適切な企画・運営を行う。
3. 国大連携セミナー教育研修講座の実施や神奈川県総合教育センター主催の講座への講師派遣を継続・推進するとともに、教育委員会主催の研修講座、公立学校の研究会等へより積極的に講師を派遣する。
4. 学校評議員制度を活用して附属学校のあり方を検討し、これまでの事業をさらに推進する。また、学校行事の公開や公開講座の開講、学校施設の開放等を通じて地域に貢献する。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

1. 外部評価の結果を参考にするなど各附属学校に即した方法で目標達成度を確認し、次年度の年度目標を明確にする。同時に、評価方法や学校評価システム改善の検討を行う。
2. 小・中・特別支援学校が連携し、小中学校の接続や特別支援教育のあり方について研究を進める。また、小・中・高の連携を視野に入れた学力育成に関しての研究を行う。
3. 児童生徒の安全確保のため、関係各方面との連携を確認・強化し、安全管理研修会の実施、対応マニュアルの作成、一斉配信メールの検討など、安全管理体制の確立を目指した計画を実施する。
4. 大学教員、学校医、著名人、オーサービジット、卒業生など多彩なゲスト講師を有効に活用するとともに、大学留学生センターと連携し、国際理解教育を含めた、英語等国際教育の推進を図る。
5. 学校行事、校外学習、部活動等へ学習支援ボランティアのさらに積極的な導入を継続し、学生ボランティアバンクの構築や実績者に対する褒賞制度等についても検討を進める。

3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

入学者選抜のあり方について公平性・運営の効率化を検討するとともに、附属小学校から附属中学校への連絡入学の方式を見直す。また、連携高等学校入学に関しての具体案を策定する。学校見学会や学校説明会等をさらに充実させ、附属学校の特色や使命の周知を図る。

4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

1. 横浜国立大学と神奈川県・横浜市・川崎市間による専門委員会のもとで人事交流の円滑化を図るとともに、県内の中核市との直接的人事交流についても検討を継続する。
2. 現職教員の初任者研修及び10年、15年経験者研修等、県・市町村教育委員会主催の研修について研修の場を提供する。
3. 教育学研究科改組との整合性を考慮しながら、附属学校教員の研究科派遣の制度を明確化し、より実行可能な実施体制の整備を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長を補佐するため、理事、学長補佐、理事補佐に業務を分担させるとともに、役員・学長補佐・理事補佐・事務局長等からなる会議の活用を図り、全学的な企画立案、その他重要事項の調整を支援し、全学のコンセンサスの形成と役員会意思決定の迅速化を図る。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

役員・部局長合同会議を引き続き有効活用し、部局間あるいは役員会との双方の情報流通を円滑にして、全学的視点による効率的な運営を行う。

3) 学部長等を中心とした機動的な学部等運営に関する具体的方策

1. 部局長の責任と権限の下、機動的・効果的な意思決定を行うため、各部局の実状に応じ、部局長補佐等の配置などにより、部局の企画・立案・調整を機動的戦略的に行う。
2. 各部局の状況に応じ、教授会の審議事項の精選、代議員会制等の活用により、引き続き機動的な教授会等の運営を行う。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

引き続き、事務職員を各種委員会の正式メンバーとして参加させるなど、教員と事務職員が一体となって大学運営を効果的・効率的に進められるよう、さらなる工夫・改善等を図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部の活動体制及び役割等を見直し、知的財産の活用等による特許料等収入増を図る。
2. 全学教員枠を拡大し、より有効かつ戦略的に人的資源として活用し、新たな教育研究組織の設置等に対応させる。
教育研究費から学内の競争的資金を確保し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ選定、配分する。また若手教員の活動を活性化するため、研究活動のスタートアップ経費を含む教育研究経費を確保する。

6) 学外の有識者・専門家の積極的任用に関する具体的方策

業務内容に応じ適切な学外の有識者、専門家を効果的に活用する。

7) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき設置された公的研究費不正防止推進室との連携強化を図る。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

国立大学法人間にある種々の連合組織に積極的に参画し、連携・協力体制を図りながら、様々な情報を収集して大学運営に活用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

大学として真に重要な事項を精選して、教育研究組織の整備を図るため、組織評価等により、各部局の十分な連携・協力の下、概算要求検討会等を活用し、検討を進める。

2) 教育研究組織の見直しの方向性

1. 大学院教育学研究科を中心に大学院全体の改編の検討を進める。
2. 自己点検評価や外部専門家の意見等を踏まえて、社会的・学術的需要と各部局の教育目標及び研究分野に適切に対応した教育研究組織の見直しを進める。
3. 本学の一層の国際化、国際競争力の強化のため、全学の対外的な諸活動を見直し、大学全体としての共通認識のもと、組織的な取組みを進める。

グローバルCOEプログラムに採択された研究分野を中心に、国際的教育研究拠点の形成を図る。

産学連携分野については、産学連携推進本部が、新たな研究プロジェクトの立ち上げや発展・組織化の支援を推進する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

勤務実績の評価を、引き続き給与に適切に反映させるとともに、目標管理型の評価制度を全事務系職員対象に試行を実施し、本格導入に向けた課題の整理等を行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 定年に達した優れた教員を本学の教育及び研究業務に従事させるための特任教授の制度をより適切に運用し、一層の充実を図る。
2. 全学教員枠の一層の活用を図るため、「教員の任期に関する規則」及び「有期雇用教職員の就業に関する規則」を活用して任期を付した教員を特定の分野に配置し、その充実を図る。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

引き続き、公募制を積極的に活用する。

また、任期を付した教員の採用やテニユア・トラックとしての助教の活用など、教員の流動性の向上と若手研究者の育成を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

部局の特性に応じて、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者の採用を促進する。

特に外国人教員や男女共同参画について積極的に検討を行う。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、引き続き学内、学外の研修に積極的に参加させる。
また、大学職員としてのマネジメント能力向上に努める。
2. 職員のキャリア形成や、組織の活性化を図るために、引き続き大学等との人事交流を行う。
3. 共同研究推進センター（産学連携推進本部産学連携部門）の専任教授については、民間企業経験者からの採用を実施する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

人件費削減計画に基づき、引き続き概ね1%の計画的な削減を図る。

また、第二期中期目標・中期計画期間に向けて、中長期的な人件費所要額見込額に基づき、学内定員と人件費総枠を見据えた、新たな人員配置等人事管理のあり方を検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

1. 引き続き、事務の見直しを合理化、簡素化の観点から実施し、関連して必要となる事務組織のあり方について検討する。
2. 「横浜国立大学事務職員能力向上4カ年計画」及び学外の研修制度を活用し、積極的に専門的職員の養成を進める。
さらなるチーム制導入の可能性を検討し、事務組織の弾力的運用に努める。
3. 業務内容の見直しを行い、チーム制やワーキンググループ等の活用により、業務の平準化及び事務の効率化を図る。
事務の合理化・簡素化による業務の検証を行い、窓口の集中など利用者側から見てわかりやすい組織のあり方を検討する。
4. 新たな課題や複雑化、多様化するニーズに的確に対応するために、事務職員を機動的に人員配置ができるよう、計画的に一定枠を確保し、活用を図る。

2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

複数大学との共同処理業務について検討し、可能なものから実施する。

3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

組織の現状を踏まえ、業務の選別及び導入の可能性等について検討し、可能な業務をアウトソーシングするなど継続的な見直しに努め、業務の効率化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策

1. 共同研究・受託研究の成果の特許化、知財を活用した研究推進、各プロジェクトの大型化などにより、共同研究・受託研究の資金増加に努める。
また、科学研究費補助金公募への申請を一層積極的に推進する。
2. 産学連携推進本部では、よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと連携し、リエゾンチームによる活動などを通じて、各種助成金、各種競争的資金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を積極的に提供し、それら公募案件に対する申請を促す。
3. 産学連携推進本部で、引き続きリエゾンチームによる研究室訪問を実施し、研究ポテンシャルのデータの蓄積を推進する。
4. ソフトウェアを含めた知的財産の技術移転を推進する。
5. 産学連携推進本部は、神奈川県や横浜市との連携、及びリエゾンチームによる研究室訪問を実施し、受託研究・共同研究の増加に努めるとともに、間接経費について大学全体で活用できる予算の確保を推進する。
6. 多様な学外向け講座、セミナー、イベント等を開催し、内容により有料化の可能性を含め、自己収入の確保・増大の検討を進める。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

引き続き、貸出可能な施設及び料金体系等をウェブサイト等にて広くユーザーに分かり易く広報し、自己収入の確保に努める。

広報誌への有料広告掲載等により、自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

1. 事務情報化を推進するため、システムの更新・機能向上計画を策定し、計画を実施する。
教育研究評議会等の会議における資料の配付方法を電子情報を利用して工夫し、用紙代等の経費節減を図る。
2. 引き続き、建物、設備等の全学的、計画的な保守管理体制のもと、全学的な省エネルギーを図る。
また、集約化及び複数年契約化した設備等の保守管理業務により経費の節減を図るとともに、複数年契約の導入についてさらに検討を行う。
3. 効果的な業務のアウトソーシングを検討するとともに、契約方式等の見直しによる経費削減案を検討し、実施を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1. 「資金運用チーム」により、引き続き、余裕資金等について安全かつ効果的な運用を図る。
商品を迅速にかつ簡便に選択、運用が図れる手続について検討する。
2. 外部に貸付可能な資産の貸付に係る業務を引き続き外部委託し、経費の節減を図り、資産の効率的・効果的運用を図る。
3. 引き続き、既存の施設の運用・活用を図るため、施設の点検調査を実施し、施設の弾力的・効率的活用を図る。
4. 剰余金が発生した場合には、経営努力認定を受け、計画的な教育研究環境の整備、充実に充てる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

中期目標期間の評価に向け、引き続き、自己点検・評価のデータ収集、体制整備に努める。

法科大学院認証評価の平成20年度受審に向け、当該部局と協力して、自己点検・評価を実施する体制を整備する。

2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

平成19年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果や、中期目標期間の評価などに向けて行った自己点検・評価の結果に基づき教育研究活動の改善方策を検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

1. マスメディアへの積極的な発信の他、大学ウェブサイト、紙メディアでの受け手の視点に沿った情報の充実を図る。また、OBを中心としたステークホルダー全般とのコミュニケーションを深める。

2. 教員の教育研究活動に関する教育研究活動データベースについて、引き続き高い更新率の維持による情報鮮度の高い運営を図るとともに、その内容の一部を研究者総覧として大学ウェブサイトにて継続的に公開する。

研究者総覧を附属図書館にて構築している学術情報リポジトリと連携させる具体的な方策について引き続き検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

1. 横浜国立大学大規模施設整備基本計画及び第二次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画等に基づき策定された横浜国立大学施設整備5ヶ年整備構想の見直しを図る。

また、キャンパス・マスタープランの見直しについて検討を行う。

2. 老朽施設で耐震構造の劣る施設の改修を実施する。また、教育研究支援施設、外国人研究者・留学生の受入支援施設、学生支援・交流等のスペースの確保等、教育研究と一体的な施設等について重点的な改修・改善整備に努めるとともに、新たな整備手法による整備の検討を進める。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

1. 引き続き、施設の利用状況について計画的に調査を行い、施設の有効活用に努める。

2. 大型改修により校舎等の整備を行い、当該整備面積の20%を全学共通利用スペースとして確保する。

また、全学共通利用スペースは、利用形態に応じ、使用者の経費負担を実施する。

3. 耐震性能の低い建物の安全確保を図る。また、施設のリニューアル計画の見直しにより、新たに創設した施設修繕基盤経費を活用し、全学的な視点に基づいた計画的修繕を行い、施設の機能保全の推進とインフラ整備により、良好な教育研究環境の確保に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 引き続き、全学の安全衛生委員会及び部局の安全衛生委員会が協力し、教職員の安全管理体制の円滑な運用を図る。

2. 各種リスクへの対応について、指揮系統の仕組みを一層整備するため総合的なリスクマネジメント体制の見直しに着手する。

3. 毎月、学内の放射性物質の管理調査をし、また年度毎に学内の放射性物質の利用報告を集める。
毒劇物等の適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化を図り、点検内容を精査し、改善策を講じる。
4. 引き続き、構内のセキュリティ対策について点検調査を行い、必要な設備等の整備を図る。
5. 引き続き、大学エコキャンパス構築指針及び同行動計画に基づき、環境保全に努める。また、廃棄物のリサイクルの推進、エネルギー管理標準に基づいた省エネ・省コスト対策を図る。
また、P R T R法指定物質等実験廃棄物の全学的な管理体制の構築のために整備した薬品管理システムを引き続き活用する。

2) 学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策

教職員、学生に対して、「安全の手引き」の配付等の徹底などにより、引き続き安全衛生の意識向上を図るとともに、安全管理体制の充実を図る。

3) 学生・教職員の安全衛生管理に関する具体的方策

1. 新健康診断システムの結果を活用して内臓肥満・メタボリック症候群、喫煙者等の指導など健康管理を支援する新たな方策を実施する。
2. 勤務時間管理、その適正化、及び産業医学的指導を通じて、うつ病による休職・退職の回避に努める。
管理監督者向けのメンタルヘルス・ケア講習会を企画・実施する。
3. 引き続き、A E Dの増設に努めるとともに、心肺蘇生法及びA E D使用法に関する講習会を年2回開催し、さらなる普及に努める。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

23億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延及び予見しがたい事故等のために緊急に必要となる対策費として借入を行うことも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 財産の譲渡に関する計画

常盤台地区の土地の一部（横浜市保土ヶ谷区常盤台156番地先ほか、3,892.55㎡）を譲渡する。

2 担保に供する計画の予定はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の整備、充実に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
小規模改修 耐震対策事業	47 1,066	財務・経営センター施設費交付金(47) 施設整備費補助金(1,066)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

勤務実績の評価を、引き続き給与に適切に反映させるとともに、目標管理型の評価制度を全事務系職員対象に試行を実施し、本格導入に向けた課題の整理等を行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 定年に達した優れた教員を本学の教育及び研究業務に従事させるための特任教授の制度をより適切に運用し、一層の充実を図る。
2. 全学教員枠の一層の活用を図るため、「教員の任期に関する規則」及び「有期雇用教職員の就業に関する規則」を活用して任期を付した教員を特定の分野に配置し、その充実を図る。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

引き続き、公募制を積極的に活用する。
また、任期を付した教員の採用やテニユア・トラックとしての助教の活用など、教員の流動性の向上と若手研究者の育成を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

部局の特性に応じて、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者の採用を促進する。
特に外国人教員や男女共同参画について積極的に検討を行う。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、引き続き学内、学外の研修に積極的に参加させる。
また、大学職員としてのマネジメント能力向上に努める。
2. 職員のキャリア形成や、組織の活性化を図るために、引き続き大学等との人事交流を行う。
3. 共同研究推進センター(産学連携推進本部産学連携部門)の専任教授については、民間企業経験者からの採用を実施する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

人件費削減計画に基づき、引き続き概ね1%の計画的な削減を図る。
また、第二期中期目標・中期計画期間に向けて、中長期的な人件費所要額見込額に基づき、学内定員と人件費総枠を見据えた、新たな人員配置等人事管理のあり方を検討する。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 990人

また、任期付職員数の見込みを16人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 10,918百万円(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額9,011百万円)

1. 予算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9, 204
施設整備費補助金	1, 066
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	297
国立大学財務・経営センター施設費交付金	47
自己収入	6, 227
授業料及入学金検定料収入	6, 111
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	116
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1, 249
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	727
計	18, 817
支出	
業務費	12, 207
教育研究経費	12, 207
診療経費	0
一般管理費	3, 951
施設整備費	1, 113
船舶建造費	0
補助金等	297
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1, 249
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	18, 817

[人件費の見積り]

期間中総額 10, 918百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 9, 011百万円)

注: 「運営費交付金」のうち平成20年度当初予算額 8, 588百万円,

前年度よりの繰越額のうち使用見込額 616百万円

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,379
經常費用	18,379
業務費	17,336
教育研究経費	4,082
診療経費	0
受託研究費等	830
役員人件費	255
教員人件費	9,121
職員人件費	3,048
一般管理費	555
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	488
臨時損失	0
収入の部	17,669
經常収益	17,669
運営費交付金	9,159
授業料収益	5,120
入学金収益	817
検定料収益	234
附属病院収益	0
受託研究等収益	830
補助金等収益	283
寄附金収益	397
財務収益	18
雑益	323
資産見返運営費交付金等戻入	165
資産見返補助金等戻入	42
資産見返寄附金戻入	198
資産見返物品受贈額戻入	83
臨時利益	0
純損失	(710)
目的積立金取崩益	710
総利益	0

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,374
業務活動による支出	17,548
投資活動による支出	1,469
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	3,357
資金収入	22,374
業務活動による収入	16,361
運営費交付金による収入	8,588
授業料及入学金検定料による収入	6,111
附属病院収入	0
受託研究等収入	830
補助金等収入	297
寄附金収入	419
その他の収入	116
投資活動による収入	1,405
施設費による収入	1,113
その他の収入	292
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,608

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

教育人間科学部	学校教育課程	920人 (うち教員養成に係る分野	920人)
	地球環境課程	200人	
	マルチメディア文化課程	360人	
	国際共生社会課程	360人	
経済学部	経済システム学科	474人	
	国際経済学科	476人	
経営学部	経営学科		
	昼間主コース	300人	
	夜間主コース	128人	
	会計・情報学科		
	昼間主コース	280人	
	経営システム科学科		
	昼間主コース	260人	
工学部	国際経営学科		
	昼間主コース	260人	
	(第一部)		
	生産工学科	560人	
	物質工学科	640人	
	建設学科	520人	
	電子情報工学科	580人	
	知能物理工学科	360人	
	(第二部)		
	生産工学科	45人	
物質工学科	45人		
教育学研究科	学校教育臨床専攻	18人 (うち修士課程	18人)
	学校教育専攻	32人 (うち修士課程	32人)
	障害児教育専攻	16人 (うち修士課程	16人)
	言語文化系教育専攻	40人 (うち修士課程	40人)
	社会系教育専攻	30人 (うち修士課程	30人)
	自然系教育専攻	50人 (うち修士課程	50人)
	生活システム系教育専攻	28人 (うち修士課程	28人)
	健康・スポーツ系教育専攻	16人 (うち修士課程	16人)
	芸術系教育専攻	30人 (うち修士課程	30人)
国際社会科学研究科	経済学専攻	38人 (うち博士課程 (前期)	38人)
	国際経済学専攻	34人 (うち博士課程 (前期)	34人)
	経営学専攻	60人 (うち博士課程 (前期)	60人)
	会計・経営システム専攻	36人 (うち博士課程 (前期)	36人)
	国際関係法専攻	48人 (うち博士課程 (前期)	48人)
	国際開発専攻	21人 (うち博士課程 (後期)	21人)
	グローバル経済専攻	27人 (うち博士課程 (後期)	27人)
	企業システム専攻	36人 (うち博士課程 (後期)	36人)
	国際経済法学専攻	21人 (うち博士課程 (後期)	21人)
	法曹実務専攻	150人 (うち専門職学位課程	150人)

工学府	機能発現工学専攻	216人		
			〔うち博士課程（前期） 174人〕	
			博士課程（後期） 42人〕	
	システム統合工学専攻	221人		
			〔うち博士課程（前期） 176人〕	
		博士課程（後期） 45人〕		
	社会空間システム学専攻	153人		
			〔うち博士課程（前期） 122人〕	
			博士課程（後期） 31人〕	
	物理情報工学専攻	266人		
			〔うち博士課程（前期） 214人〕	
			博士課程（後期） 52人〕	
環境情報学府	環境生命学専攻	111人		
			〔うち博士課程（前期） 66人〕	
			博士課程（後期） 45人〕	
	環境システム学専攻	128人		
			〔うち博士課程（前期） 80人〕	
			博士課程（後期） 48人〕	
	情報メディア環境学専攻	115人		
		〔うち博士課程（前期） 70人〕		
		博士課程（後期） 45人〕		
	環境イノベーションマネジメント専攻	35人		
			〔うち博士課程（前期） 20人〕	
			博士課程（後期） 15人〕	
	環境リスクマネジメント専攻	83人		
			〔うち博士課程（前期） 56人〕	
			博士課程（後期） 27人〕	
特別支援教育専攻科	60人			
附属鎌倉小学校	720人	学級数	18	
附属横浜小学校	765人	学級数	18	
附属鎌倉中学校	525人	学級数	12	
附属横浜中学校	405人	学級数	9	
附属特別支援学校小学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校中学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校高等部	24人	学級数	3	